

札幌市からの軌道運送高度化実施計画変更認定申請に係る審議（第2回）

1. 日 時

令和元年10月8日（火） 10:45～10:55

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 富田、原、大沢

4. 議事概要

- 9月24日（火）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件 については、次の理由により利害関係人の異議申し立てがなされ又は予想される等の重要又は異例な案件と判断されるものではないことが確認されたため、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。
 - ・ 上下分離制度の導入により、札幌市が平成25年度から実施する「軌道運送高度化事業」が推進され、路面電車の維持・活性化に資するものであると認められること
 - ・ 一般財団法人札幌市交通事業振興公社の累積損益収支は、1年目から黒字、札幌市交通局の累積損益収支は、20年目で黒字、累積資金収支は1年目から黒字となる等、収支採算上の問題は見当たらず、また、上下分離実施後の軌道事業の安全管理体制については、札幌市交通局から一般財団法人札幌市交通事業振興公社へ職員を派遣するなど、基本的に現在の札幌市路面電車関係職員が業務を継続して担い、公社職員へ技術継承等を行う体制が整備されており、上下分離実施後も事業が安定的・継続的に実施されると認められること
 - ・ 札幌市議会において、上下分離制度導入に係る軌道運送高度化実施計画の変更認定申請を行うための議案は平成31年2月に可決されている等、関係機関等との調整は整っていると認められること

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。